

柏原市優良宅地及び優良住宅認定事務取扱規則に関する文書の様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市優良宅地及び優良住宅認定事務取扱規則（平成23年9月30日規則第20号）の規定に基づき、同規則に定める文書の様式を定めるものとする。

第2条 文書の様式は、次のとおりとする。

| 様式番号 | 名称 | 規則関係条項 |
|--------|----------------------|---------|
| 様式第1号 | 優良宅地認定申請書 | 第2条第1項 |
| 様式第2号 | 優良宅地認定申請書 | 第2条第2項 |
| 様式第3号 | 優良宅地認定書 | 第4条第1項 |
| 様式第4号 | 優良宅地認定申請不認定通知書 | 第4条第1項 |
| 様式第5号 | 優良宅地証明書 | 第4条第2項 |
| 様式第6号 | 優良宅地認定申請不認定通知書 | 第4条第2項 |
| 様式第7号 | 優良宅地証明申請書 | 第6条第1項 |
| 様式第8号 | 優良宅地証明書 | 第6条第3項 |
| 様式第9号 | 宅地造成工事廃止届出書 | 第7条第1項 |
| 様式第10号 | 地位承継届出書 | 第8条第1項 |
| 様式第11号 | 優良宅地認定申請書 | 第9条第1項 |
| 様式第12号 | 土地区画整理事業による宅地の証明書 | 第9条第2項 |
| 様式第13号 | 都市計画法の開発許可を受けた宅地の証明書 | 第10条第2項 |
| 様式第14号 | 優良住宅認定申請書 | 第11条第1項 |
| 様式第15号 | 優良住宅認定済証 | 第13条第1項 |
| 様式第16号 | 優良住宅認定申請不認定通知書 | 第13条第1項 |

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条第1項関係）

| 優良宅地認定申請書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|------------------|--|---|--------------------|--|---|-----------|---|---|-------|--|---|------------|-------|---|------------|-------|---|----------|--|
| <p>租税特別措置法</p> | <p>第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ の規定により、優良な宅地（同法第31 第63条第3項第5号イ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供される優良な宅地）の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>年 月 日</p> | <p>※手数料</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>柏原市長</p> | <p>申請者 住所 氏名</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>造 成 宅 地 の 概 要</p> | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px solid black;">1</td> <td>宅地造成区域に含まれる地域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">2</td> <td>宅地造成区域を含む都市計画区域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">3</td> <td>宅地造成区域の面積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">4</td> <td>宅地の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">5</td> <td>工事着手の予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">6</td> <td>工事完了の予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">7</td> <td>その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table> | 1 | 宅地造成区域に含まれる地域の名称 | | 2 | 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称 | | 3 | 宅地造成区域の面積 | ㎡ | 4 | 宅地の用途 | | 5 | 工事着手の予定年月日 | 年 月 日 | 6 | 工事完了の予定年月日 | 年 月 日 | 7 | その他必要な事項 | |
| 1 | 宅地造成区域に含まれる地域の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 宅地造成区域の面積 | ㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 宅地の用途 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 工事着手の予定年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 工事完了の予定年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | その他必要な事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 受付番号</p> | <p>年 月 日 第 号</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 認定番号</p> | <p>年 月 日 第 号</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「申請者」の欄には、本事業を行う者の住所、氏名を記載すること。申請者が法人である場合においては、「住所」には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による認可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに基づくものでない場合には、「2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称」は記載しない。

様式第2号（第2条第2項関係、第10条第1項関係）

| | | |
|--|--|-------------|
| <p>優良宅地認定申請書</p> <p>第28条の4第3項第7号イ 租税特別措置法 第63条第3項第7号イ の規定により、優良な宅地の供給に寄 与する造成であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>柏原市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> | | <p>※手数料</p> |
| <p>造成 宅地 の 概要</p> | <p>1 宅地造成区域に含まれる地域の名称</p> <p>2 宅地造成区域の面積 ㎡</p> <p>3 宅地の用途</p> <p>4 その他必要な事項</p> | |
| <p>※ 受付番号</p> <p>※ 認定番号</p> | <p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p> | |

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「申請者」の欄には、本事業を行う者の住所、氏名を記載すること。申請者が法人である場合においては、「住所」には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による認可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

第 年 月 日

柏原市長



優良宅地認定書

第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
次の宅地の造成は、租税特別措置法 第62条の3第4項第14号ハ に規定する優良な
第63条第3項第5号イ

宅地（同法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供される優良な宅地）の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

- 1 宅地造成区域の所在地
- 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 宅地の用途
- 5 工事着手の予定年月日
- 6 工事完了の予定年月日
- 7 認定を受けた者の住所及び氏名（法人である場合は所在地及び名称）

第 号
年 月 日

柏原市長



優良宅地認定申請不認定通知書

第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
租税特別措置法 第62条の3第4項第14号ハ の規定する優良な宅地の供給に寄与する
第63条第3項第5号イ

ものであることについて認定の申請がありましたが、認定できないので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 宅地造成区域の所在地
- 3 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 4 宅地造成区域の面積
- 5 宅地の用途
- 6 認定できない理由

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に柏原市を被告(柏原市長が被告の代表となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば提起することができます。

第 号

優良宅地証明書

次の宅地の造成は、租税特別措置法 第28条の4第3項第7号イ に規定する優良な宅
地第63条第3項第7号イ

地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

年 月 日

柏原市長



記

- 1 造成区域又は工区に含まれる土地
- 2 証明を受けた者の住所及び氏名
- 3 認定を受けた者の住所及び氏名（法人の場合は所在地及び名称）

第 号
年 月 日

柏原市長



優良宅地認定申請不認定通知書

租税特別措置法 第28条の4第3項第7号イ 第63条第3項第7号イ に規定する優良な宅地の供給に寄与する

ものであることについて認定の申請がありましたが、認定できないので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 造成区域又は工区に含まれる土地
- 3 申請者の住所氏名（名称）
- 4 認定できない理由

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に柏原市を被告(柏原市長が被告の代表となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば提起することができます。

様式第7号（第6条第1項関係）

| | |
|---|---|
| <p>優良宅地証明申請書</p> | |
| <p>租税特別措置法</p> | <p>第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ の規定により、優良な宅地の供給に寄 第63条第3項第5号イ</p> |
| <p>与する造成であることについて認定を受けた宅地の造成について、次のとおり当該認定の内容に適合している旨の証明を申請します。</p> | |
| <p>年 月 日</p> | |
| <p>柏原市長</p> | <p>申請者 住所 氏名</p> |
| <p>1 認定番号</p> | <p>年 月 日 第 号</p> |
| <p>2 工事完了年月日</p> | <p>年 月 日</p> |
| <p>3 工事が完了した区域又は工区の所在地</p> | |
| <p>4 工事が完了した区域又は工区の面積</p> | |
| <p>※ 受付番号</p> | <p>年 月 日 第 号</p> |

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「申請者」の欄には、本事業を行う者の住所、氏名を記載すること。申請者が法人である場合においては、「住所」には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

第 号

優良宅地証明書

次の宅地の造成は、 年 月 日付 第 号 で認定した
内容に適合していることを証する。

年 月 日

柏原市長



記

- 1 宅地造成区域又は工区の所在地
- 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 宅地の用途
- 5 認定を受けた者の住所及び氏名（法人の場合は所在地及び名称）

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

柏原市長

届出者 住所

氏名

〔 法人の場合は主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者氏名 〕

宅地造成工事廃止届出書

年 月 日付 第 号で、優良な宅地の供給に寄与する造成であることについて認定を受けた宅地の造成に関する工事について、次のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 宅地の造成に関する工事を廃止した年月日
- 2 宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の名称及び面積

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

柏原市長

届出者 住所

氏名

〔 法人の場合は主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者氏名 〕

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日付 第 号で、優良な宅地の供給に寄与する造成であることについて認定を受けた宅地の造成について、次のとおり認定に基づく地位を承継したので届け出ます。

記

- 1 認定に基づく地位を承継した年月日
- 2 被承継人の住所及び氏名
- 3 承継の原因
- 4 承継した宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

様式第 1 1 号 (第 9 条第 1 項関係)

| | |
|---|---|
| 優良宅地認定申請書 (土地区画整理事業) | |
| 租税特別措置法 | 第28条の4第3項第5号イ 第28条の4第3項第7号イ 第63条第3項第5号イ 第63条第3項第7号 |
| の規定により、優良な宅地の供給に | |
| 寄与する造成であることの認定を申請します。 | |
| 年 月 日 柏原市長 <div style="text-align: right;"> 申請者 住所 氏名 </div> | ※手数料 |
| 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称 2 宅地造成区域の面積 ㎡ 3 宅地の用途 4 工事着手の年月日 年 月 日 5 工事完了の予定年月日 年 月 日 6 その他必要な事項 | |
| ※ 受付番号 | 年 月 日 第 号 |
| ※ 認定番号 | 年 月 日 第 号 |

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「申請者」の欄には、本事業を行う者の住所、氏名を記載すること。申請者が法人である場合においては、「住所」には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による認可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

第 号

土地区画整理事業による宅地の証明書

土地区画整理事業による次の宅地の造成は、租税特別措置法
第28条の4第3項第5号イ
第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第5号イ
第63条第3項第7号イ

に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したこと証する。

年 月 日

柏原市長



記

- 1 証明番号 年 月 日 第 号
- 2 土地区画整理事業の名称
- 3 造成した土地の表示又は面積
- 4 証明を受けた者の住所及び氏名（法人の場合は所在地及び名称）

都市計画法の開発許可を受けた宅地の証明書

土地区画整理事業による下記の宅地の造成は、租税特別措置法 第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第7号イ

に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したこと証する。

年 月 日

柏原市長



記

1 証明番号 年 月 日 第 号

2 造成区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

3 証明を受けた者の住所及び氏名（法人の場合は所在地及び名称）

備考

- 1 ※のある欄は、記載しないこと。
- 2 「申請者」の欄には、本事業を行う者の住所、氏名を記載すること。申請者が法人である場合においては、「住所」には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」には当該法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 3 住宅が棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあっては、住宅以外の部分も含めてそれぞれの独立部分について別紙1に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には、当該1棟の家屋の床面積及びその敷地面積を記載すること。また、新築住宅の総戸数の欄には、住宅以外の独立部分の数を含めた総戸数を記載すること。
- 4 住宅の構造の欄には、耐火、簡易耐火及びその他の区分を記載すること。
- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定によるものでない場合には「7都市計画区域の名称」及び「8中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。
- 6 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による一団の住宅に係る場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「1新築住宅の所在地及び名称」、「3住宅の床面積」及び「4住宅の敷地面積」の欄には、当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積を記載すること。また、「5住宅の構造」及び「6住宅の建築費」への記載は必要ない。
- 7 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定による認定の申請である場合にあってはその旨、認定を受けた者の氏名並びに認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。
- 8 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

別紙1

| 番 号 | 床 | | 面 | 積 | |
|-----|--------------------|--------------------------|----------------|----------------|-----|
| | 専用部分の床面積 | | 供用部分 の床面積 | 計 | 備 考 |
| | 居住の用に供す る部分の床面積 | 居住の用に供す る部分以外の床 面積 | | | |
| | m ² | m ² | m ² | m ² | |
| 計 | m ² | m ² | m ² | m ² | |

別紙2

| 住宅番号 | 住宅の所在地 | 住宅の戸数 | 住宅の床面積 m ² | 住宅の敷地面積 m ² | 住宅の構造 | 住宅の建築費 万円 3.3m ² |
|------|--------|-------|--------------------------|---------------------------|-------|-----------------------------------|
| | | | | | | |
| 合計 | | 戸 | m ² | m ² | | |

備考 住宅1棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあっては、それぞれの住宅について別紙1に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には、当該1棟の家屋の床面積及び敷地面積を記載すること。

様式第15号(第13条関係)

| | | |
|-------------------------------------|--|-------|
| 第 | 号 | |
| 優良住宅認定済証 | | |
| 次の住宅の新築は、租税特別措置法 | 第28条の4第3項第6号又は第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号又は第7号ロ | に規定する |
| 優良な住宅の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。 | | |
| 年 | 月 | 日 |
| 柏原市長 | | 印 |
| 記 | | |
| 1 | 住宅の所在地 | |
| 3 | 住宅の敷地の地番 | |
| 4 | 住宅の床面積 | |
| 5 | 認定を受けた者の住所 | |
| 6 | 認定を受けた者の住所又は氏名（法人の場合は所在地及び名称） | |

備考

- 1 認定済証の交付に当たっては、文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。
- 2 住宅が1棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分されたものの一部である場合は、当該1棟の家屋全体の床面積を「4住宅の床面積」の欄に記載すること。
- 3 租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定により、一団の住宅として認定した場合は、当該一団の住宅全体の床面積を「4住宅の床面積」の欄に記載すること。

第 号
年 月 日

柏原市長



優良住宅認定申請不認定通知書

第28条の4第3項第6号又は第7号ロ
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号又は第7号ロ
租税特別措置法 に規定する優良な住宅の供給に

寄与するものであることについて認定申請がありましたが、認定できないので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 住宅の所在地
- 3 申請者の住所及び氏名
- 4 認定できない理由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に柏原市を被告(柏原市長が被告の代表となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば提起することができます。